

202号建物屋上防水改修工事

工事件名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	1/10
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名： 202号建物屋上防水改修工事
- 2 工事場所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
- 3 工事概要： 合成高分子系ルーフィングシート防水工事 一式、
- 4 工事期間： 契約日～令和6年3月29日（水）
- 5 一般事項： 本工事は本特記仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書」（現行版）（以下標準仕様書という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（現行版）（以下改修仕様書という。）による。標準・改修仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。

一 般 共 通 事 項

項 目		細 部
共 通 事 項	1 協 議	・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
	2 軽 微 な 変 更	・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
	3 施工計画書及び施工図	・施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ・施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	4 現 場 管 理	・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行なうこと。
	5 施 工 条 件	・施工時間は、平日0830～1715までとする。ただし、設計図書に定めのある場合、あらかじめ監督官に承認を受けた場合は、この限りではない。
	6 施工中の安全確保	・工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。
	7 発 生 材	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をモニフェスト等（A、B2、D、E票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は監督官の指示する場所に集積すること。

共
通
事
項

8 後 片 付 け	・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。
9 環境への配慮	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。 ・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮しかつ、石綿を含まないものとする。
10 材料の品質等	・使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。
11 工 事 写 真	・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出するものとする。
12 書 類 手 続	・本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
13 立 入	・受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 ・本工事において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の3週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。
14 秘 密 厳 守	・本工事実施によって知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならない。 ・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。
15 電気、水の使用	・工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。 やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。

6 特記事項

特 記 事 項	
項目	細 部
仮設工事	足場等の設置に関しては労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に基づき、適切な材料、構造とし、適切な保守管理を実施すること。
	次ページへ続く

工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	2/10
種 別	仕様書①	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

前ページから続き

防水工事

工事現場周辺は、安易に立入りしないよう措置を講じること。

降雨又は降雪が予想される場合、気温が著しく低下した場合、強風又は高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、施工を行わないこと。

防水の改修工法 P O S 及びとし、S - M 2 機械的固定工法の軽歩行とする。

既存防水層立上り部及び保護アスファルトは撤去しない。

P O S 工法の下地処理は、既存下地に付着している異物はケレンし、全面をデッキブラシ等で清掃を行う。

既存下地の著しい欠損部は、ポリマーセメントモルタルで補修すること。

既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度が不十分な場合は、官側と協議すること。

部分的な水はけ不良がある場合は、官側と協議しポリマーセメントモルタルで補修すること。

既存目地の欠損部は、ポリマーセメントモルタルを充填し、平たんとすること。また、突出している目地材は、撤去して平たんとすること。

ルーフィングシートは JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) に基づき、種類及び厚さは改修仕様書の表 3.5.1 による。

絶縁シートは、発泡ポリエチレンシートとする。

固定金具は、防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ 0.4mm 以上のものとする。

押え金物は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

ルーフィングシートの固定金具は、建築基準法に基づく風圧力に対応したものとし、官側へ計算書を提出すること。

ルーフトレン回りは、ルーフトレン周囲から 300mm 程度の位置に固定金具を設け、絶縁用シートを敷き並べた後にルーフィングシートを固定すること。

ルーフィングの重ね幅は、幅方向、長手方向とも 40mm 以上とし、接合部は、熱風融着又は溶剤融着により接合し、その端部を液状シール材でシールすること。

ルーフィングシートが 3 枚重ねとなる部分は、熱風融着して重ね部の隙間をなくす。

立上り部は、端部にテープ状シール材を張り付けた後に固定金具を固定し、ルーフィングシートを固定金具に対して、溶剤接着又は熱風融着により張り付け、末端部には不定形シール材を充填すること。

仕上塗料塗りは、ルーフィングシートを張り付けた後、ローラーばけ等を用いてむらなく塗り付けること。

架台部分等の天端は下地処理を行った後、ウレタン塗膜防水で仕上げること。

施工条件

シーリング材は、JIS A 5758 とし、有効期限内のものとする。

本工事における建物は、全て隊員等が勤務している状態での工事となる。

騒音・振動の出る作業は、事前に監督官と調整し、承諾を得た後、工事を行うこと。

工事期間中は、官側の行事等が優先される。

その他

防水工事の保証期間は 10 年とし、製造者及び施工者並びに受注者の 3 社連盟の保証書を提出すること。

提出書類

提出書類は、下記を基準とし、その他監督官が指示した書類は、遅滞なく提出すること。

- ・ 施工計画書 (総合) 3 部 (様式随意)
- ・ 着工届 3 部 (様式指定)
- ・ 現場代理人届 3 部 (様式指定)
- ・ 工事工程表 3 部 (様式指定)
- ・ 工事日誌 都度 1 部 (様式随意)
- ・ 工事打合せ簿 都度 1 部 (様式指定)
- ・ 発生材調書 3 部 (様式指定)
- ・ 竣工届 3 部 (様式指定)

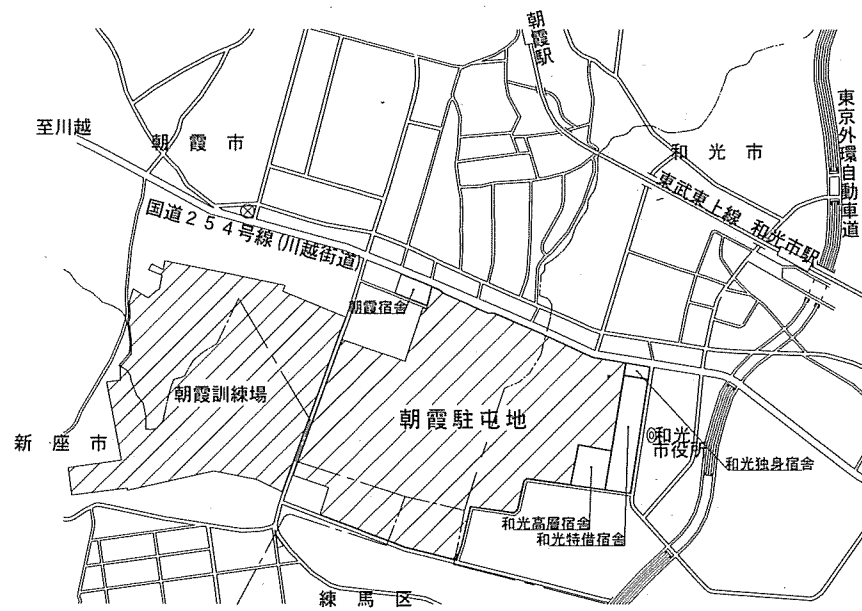
工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	3/10
種 別	仕様書②	縮 尺	-
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

前ページから続き

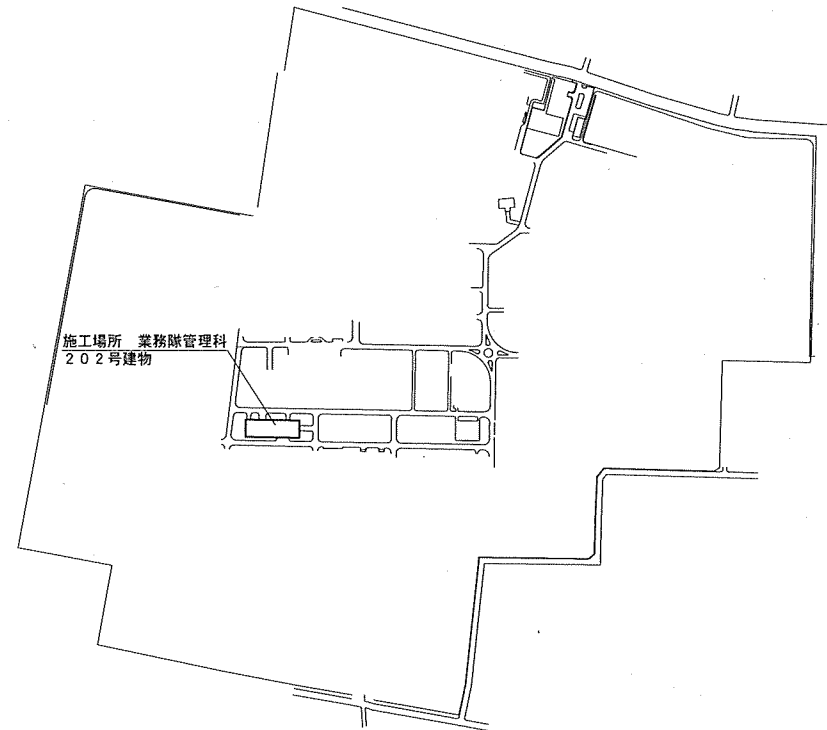
工事数量

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数量	備 考
1. 撤去工事				
笠木撤去	再利用	m	109.30	運搬、処分共
水切り撤去	シーリング共	m	29.20	運搬、処分共
押さえ金物撤去	シーリング共	m	98.64	運搬、処分共
伸縮目地撤去	シーリング共	m	729.00	運搬、処分共
2. 防水工事				
ケレン・清掃	高圧洗浄	m ²	1,081.78	
膨れ部分平滑処理	切開バーナー熱処理	m ²	45.00	
塩ビシート防水新設	平面 絶縁工法 SM-2	m ²	957.03	
	取付金物含む			
塩ビシート防水新設	立面 絶縁工法 SM-2	m ²	124.75	笠木天端まで
	取付金物含む			
水切り新設		m	29.20	
ドレン取付	タテ 100φ ドレンキャップ 共	箇所	4	
ドレン取付	ヨコ 100φ ドレンキャップ 共	箇所	2	
下地処理	吸気塔	m ²	153.84	吸気塔
ウレタン塗膜防水	吸気塔	m ²	59.08	吸気塔
壁塗装	防水型複層塗材 E・清掃洗浄共	m ²	37.14	排気塔
非雷導体金物新設		個	85	排気塔
3. その他				
発生材処分	10m ³ 程度	式	1	
仮設足場	100m ² 程度	式	1	

工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	4/10
種 別	仕様書③	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

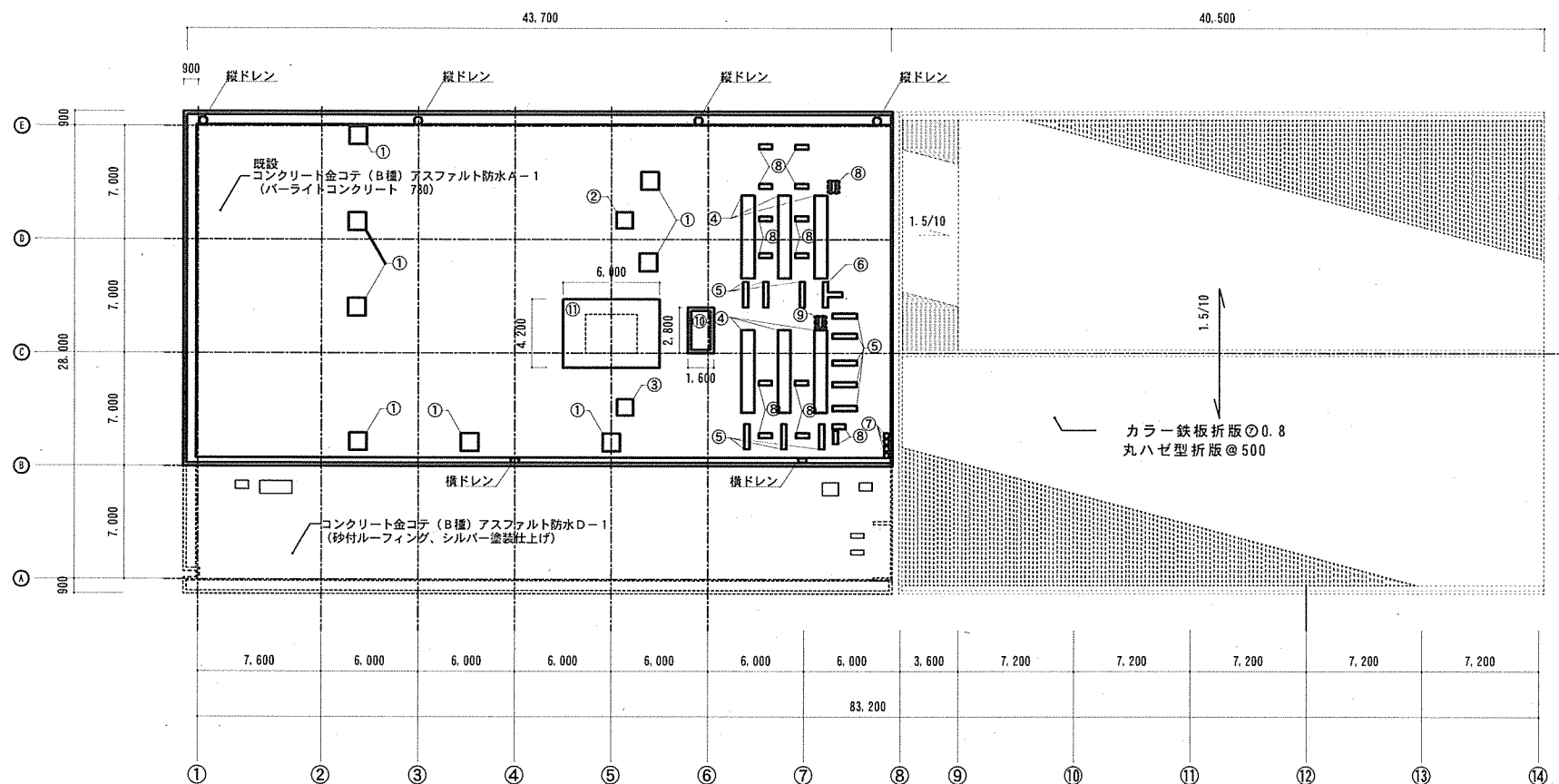
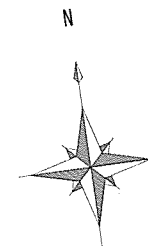


駐屯地案内図 S=1/Non



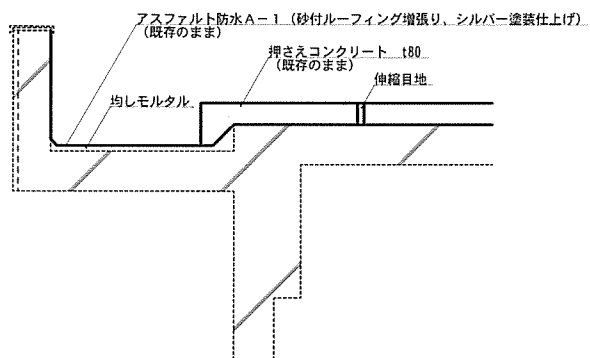
駐屯地配置図 S=1/Non

工事件名	202建物屋上防水改修工事	図面番号	5/10
種別	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

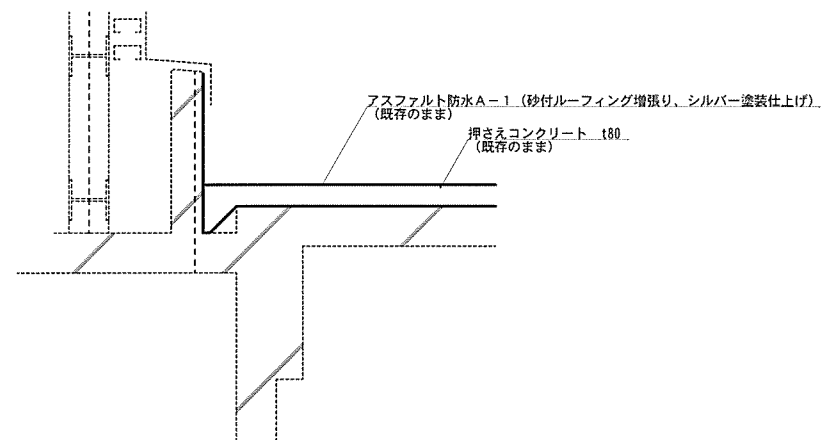


202号建物屋根伏せ図 1:400

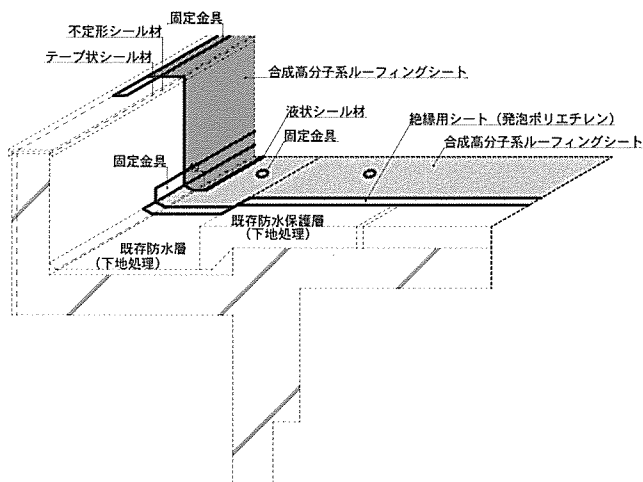
工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	7/10
種 別	202号屋根伏せ図	縮 尺	1:400
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



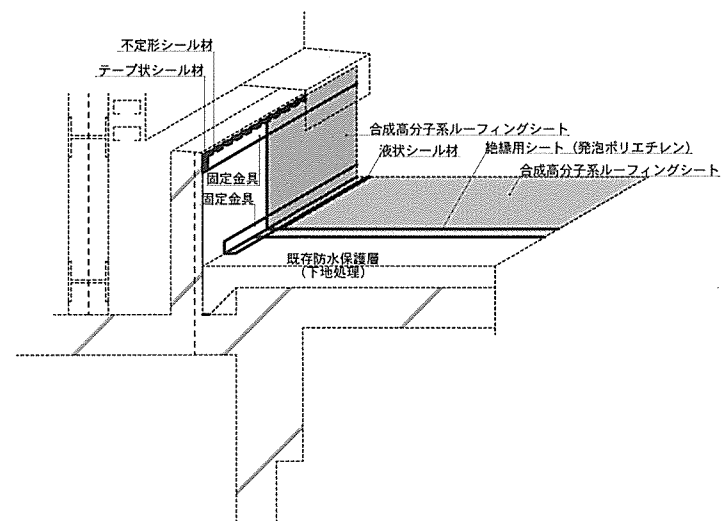
既存防水D-1 標準断面図 S=1:Nonscale



既存防水D-8 標準断面図 S=1:Nonscale

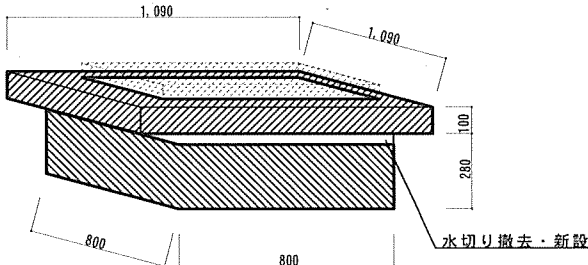
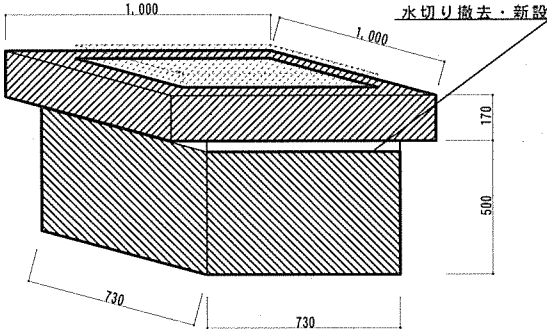
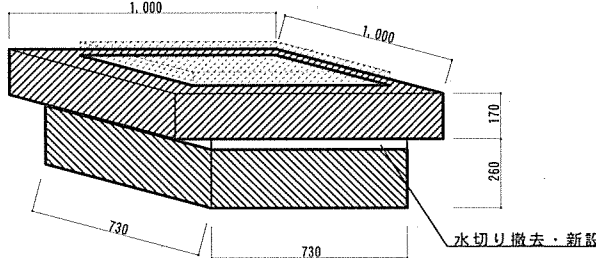
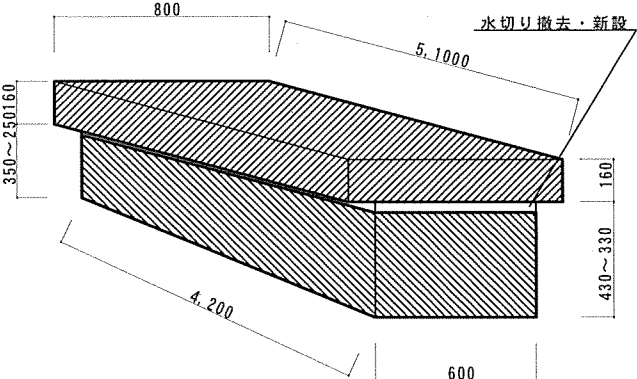
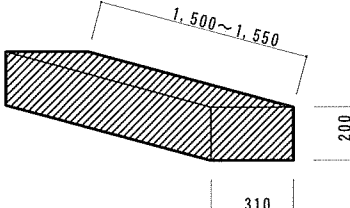
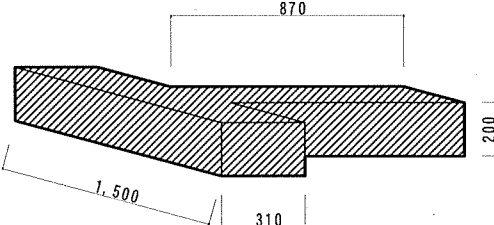
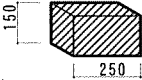
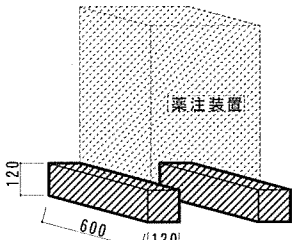
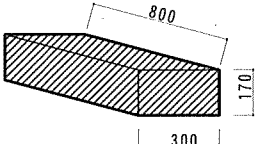


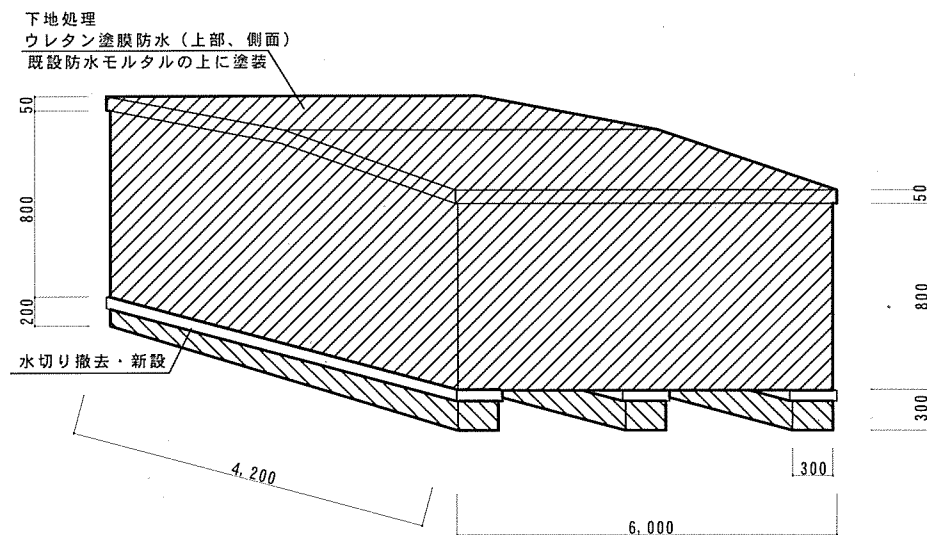
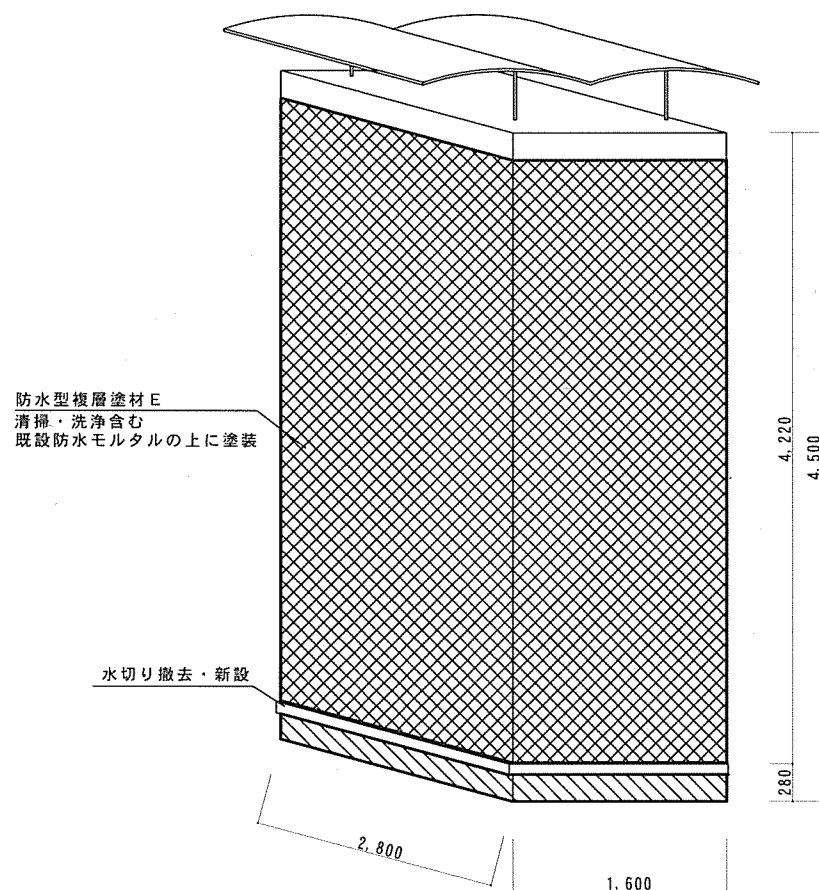
改修防水D-1 標準改修詳細図 S=1:Nonscale



改修防水D-8 標準断面図 S=1:Nonscale

工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	8/10
種 別	断面・詳細図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

① 機械設備基礎架台 8箇所 	② アンテナ基礎架台 1箇所 	③ アンテナ基礎架台 1箇所 												
④ 機械設備基礎架台 6箇所 	⑤ 機械設備基礎架台 11箇所 	⑥ 機械設備基礎架台 1箇所 												
⑦ 機械設備基礎架台 4箇所 	⑧ 薬注装置基礎架台 2箇所 	凡 例  : ウレタン塗膜防水（塩ビシート巻き上げ可能な場合は協議の上塩ビシート防水でも可）  : 塩ビシート防水 <table><tr><td>工 事 名</td><td>202号建物屋上防水改修工事</td><td>図面番号</td><td>9 / 10</td></tr><tr><td>種 別</td><td>基礎架台 詳細図①</td><td>縮 尺</td><td>1:20</td></tr><tr><td colspan="4">陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊</td></tr></table>	工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	9 / 10	種 別	基礎架台 詳細図①	縮 尺	1:20	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			
工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	9 / 10											
種 別	基礎架台 詳細図①	縮 尺	1:20											
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊														
⑨ 機械設備基礎架台 14箇所 														



凡 例

-  : ウレタン塗膜防水 (塩ビシート巻き上げ可能な場合は協議の上塩ビシート防水でも可)
-  : 塩ビシート防水
-  : 防水複層塗装 (2度塗り) (既設防水モルタル金コテ仕上げの上から塗装)

工 事 名	202号建物屋上防水改修工事	図面番号	10/10
種 別	基礎架台 詳細図②	縮 尺	1:40
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			